

# 文教福祉常任委員会記録

令和4年4月27日(水)午前10時00分～午後1時17分(9階909会議室)

## ○出席委員(9名)

委員長	白川 敏明
副委員長	川又 康彦
委員	山田 裕
委員	高木 直人
委員	佐原 真紀
委員	石山 波恵
委員	鈴木 正実
委員	羽田 房男
委員	山岸 清

## ○欠席委員(なし)

## ○市長等部局出席者(こども未来部)

こども未来部長	齋藤 誠一
こども未来部次長	國分 恵美
こども政策課長	高田 豊一
こども政策課課長補佐こども政策係長	佐藤 幸恵
こども政策課青少年育成係長	古川麻里子
こども家庭課長	遠藤 武宏
こども家庭課こども家庭係長兼査察指導員	菅野 智史
こども家庭課主幹兼母子保健係長兼子育て相談センター・えがお所長	小野芽美子
こども家庭課こども発達支援センター主任	高子 成美

## ○案件

所管事務調査 児童虐待防止への取組に関する調査

- (1) 当局説明
- (2) 当局説明の意見開陳
- (3) その他

---

午前10時00分                      開                      議

(白川敏明委員長) ただいまから文教福祉常任委員会を開会いたします。

本日の議題は、委員会次第のとおり、児童虐待防止への取組に関する調査の所管事務調査に関し、こども未来部より説明を受けた後、質疑を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

初めに、当局説明を議題といたします。

本日は、業務多忙の中、当委員会の調査にご協力いただきましたこども未来部の皆様に対し、委員会を代表し、心からお礼申し上げます。

当委員会の調査項目である児童虐待防止への取組に関する調査に関連しまして、こども未来部より児童虐待防止に係る国、県の取組並びに児童虐待防止に係る本市の取組についてご説明をいただきます。

それでは、早速ではございますが、こども未来部からの説明をお願いいたします。

(こども未来部長) 4月よりこども未来部長を拝命いたしました齋藤誠一でございます。どうぞよろしく願いいたします。待機児童対策をはじめ、妊娠期からの子育て支援、また児童虐待防止、コロナ対策など、山積する課題に対しまして、新たな職員体制の下、こども未来部職員一同、全力を尽くして頑張ってまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

そして、このたび文教福祉委員会の所管事務調査に児童虐待防止を取り上げていただきました。全国の児童相談所での児童虐待相談件数は令和2年度に20万5,044件となっております。児童虐待防止に関する法律が施行された平成12年度の1万7,725件との比較でも10倍以上に伸びている状況でございます。

また、これとは別に、市町村の児童虐待相談対応件数は平成30年度で約12万6,000件となっております。その多くが児童相談所の相談件数と重複しているものとは捉えておりますけれども、市町村が相談対応している案件も同様に大きく伸びている状況でございます。

そうした中、毎年50名前後の子供たちが虐待によりお亡くなりになる痛ましい事件が発生しているという状況がございまして、早期発見と適切な対応、全国的に大きな課題となっております。

本市におきましては、令和2年2月に子ども家庭総合支援拠点を設置いたしまして、心理士等の専門職員を配置するなど職員体制を強化いたしまして、児童虐待防止に努めているところでございますが、この所管事務調査を貴重な機会と捉えまして、さらなる取組につなげてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、詳細につきましてこども家庭課長よりご説明申し上げますので、よろしく願いいたし

ます。

(こども家庭課長) この4月にこども家庭課長に着任しました遠藤武宏と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。恐れ入りますが、着座にて説明をさせていただきたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

私のほうから児童虐待防止への本市の取組につきまして説明をさせていただきます。お手元のスライドの1ページから、ページ数につきましては右肩のほうにページ数を記載しておりますので、そちらでご確認ください。まず、児童虐待に関する業務につきましては、主にこども未来部こども家庭課において事務を担当しております。本日は事務の概要について、スライドに基づきまして、調査のご依頼に沿った内容で説明させていただきたいと存じますが、本日お答えできない部分ですとか、必要な資料等がございましたらば、後日別途準備させていただきまして、委員の皆様へ送付をさせていただければと思いますので、ご容赦いただければと存じます。

それでは、早速児童虐待防止に関する法体系から説明を始めたいと思います。スライドの2ページのほうにお進みください。まず、根拠法についてですが、今回、児童虐待防止に関する法令を1、児童虐待防止に関する条約、2、児童虐待防止に関する法律、スライドの次のページになりますが、3の貧困対策に関する法律に大別させていただきました。

まず、2ページのほうから説明をさせていただきたいと思います。児童虐待に関する条約につきましては、平成元年に第44回国連総会において採択され、我が国は平成2年にこの条約に署名し、平成6年に批准を行いました。我が国における施行日は平成6年5月22日ということで、この日から効力が生じております。この条約は、世界の多くの児童、児童の定義は18歳未満の全ての者になっておりますが、これが飢え、貧困等の困難な状況に置かれている状況に鑑み、世界的な観点から児童の人権尊重、保護の促進を目指したもので、本条約の発効を契機としてさらに一層児童生徒の基本的な人権に十分配慮し、一人一人を大切に教育が行われることを求められております。この条約に規定する権利につきましては、ユニセフの分類によれば記載の4つの権利に大別されております。

また、国においては、児童福祉の基本原則や制度に関する実体法としての児童福祉法を昭和22年に制定しておりまして、平成12年には条約と児童福祉法の理念を反映した手続き法として、具体的な支援について保障する児童虐待に関する法律が制定されております。

続いて、資料の3ページのほうにお進みください。子どもの貧困対策の推進に関する法律につきましては、子供の貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとりまして、子供の貧困対策に関し基本理念を定め、子供の貧困対策の基本事項を定めることにより、子供の貧困対策を総合的に推進するということを目的として制定されたものでございます。貧困に関する問題は個人の生活や養育に関わるものであることから、児童虐待の背景の一つと考えているところでございます。

資料の4ページのほうにお進みください。次に、福島市子どものえがお条例との関連についてですが、この条例は魅力ある子育て環境の整備により、子供が福島市に育ってよかったと誇りを持ち、子

育てるなら福島市と称されるよう、子供、子育て支援施策を推進することにより、福島市に子供の笑顔があふれる社会が実現されることを目的として、昨年6月に制定したところでございます。

条例中、基本理念を定めた第3条第1項においては、子供が性別、国籍、障害、経済状況、家族の状況等によって差別、体罰、虐待等を受けることなく、安心して生きていくことができ、かつ一人の人間として尊重されることと規定されております。

また、第17条においては、市は子供への虐待の予防、早期発見及び迅速な対応に必要な施策を推進するものとし、第18条におきましては、支援または配慮を要する子供及び保護者に対する必要な施策を推進するとしております。

しかしながら、虐待の防止に関しましてはほかの条文で規定されている切れ目のない支援ですとか、相談対応、居場所の確保、健康の増進などと密接な関係がございまして、児童虐待の原因を調査し、それぞれのケースに寄り添って必要な支援を行っていくことが重要であるというふうに考えております。

資料の5ページのほうにお進みください。子ども・子育て新ステージプランにおきましては、基本目標において子供が適切な支援を受けることができる環境をつくることが定められ、児童虐待防止体制の強化につきましては、主に虐待予防、早期発見に向けた相談体制の充実や地域ネットワークの強化、虐待防止のための意識の啓発が重点施策として挙げられております。これに基づいて、こども未来部としては、右側の吹き出しにございますとおり、(1)、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの設置、(2)、要保護児童対策地域協議会の設置、(3)、講演会の開催、虐待予防月間に関する事業の実施により対応しているところでございます。(1)の子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センター及び(2)の要保護児童対策地域協議会など、各機関の役割や関連につきましては、これ以降の資料で説明をさせていただきます。

また、子供の貧困対策の充実については、主に教育、学習支援の充実、困難を抱える子育て家庭への生活、経済支援の充実、保護者への就労支援の充実、地域との連携強化が重点施策として挙げられ、これに基づき、こども未来部としては、教育や福祉の部署と連携し、(1)、子どもの学習・生活支援事業、(2)、養育支援訪問事業、(3)、自立支援教育訓練給付事業、(4)、児童扶養手当給付事業、(5)、地域における子どもの居場所づくり支援事業等により対応しておるところでございます。本市の取組の法令等の根拠につきましては以上のとおりでございます。

続きまして、6ページのほうのスライドをご覧ください。児童虐待防止に係る対応の枠組みについて説明をさせていただきます。子供、家庭に関する相談、通告体制について、児童相談所や関係機関との連携を含めて体系的にまとめたものをご覧いただいているスライドになります。これにつきましては、相談や通告の流れをまとめたものとなっております。虐待を含む子供、家庭に関する相談、通告につきましては、家庭から初めに子ども家庭総合支援拠点である市に入る場合もあれば、警察、医療機関、学校や児童相談所などを經由して入る場合もございます。2004年、平成16年ですが、児童福

祉法改正によりまして市町村が第一義的相談窓口になって以降は、通常の養育相談ですとか軽度の虐待については全て市が情報集約を行う体制となっております。市と児童相談所の役割については、次のスライドで説明をさせていただきます。また、6ページのスライドの下のほうにございますが、市の機関以外の地域の関連機関とネットワークをつくり、虐待等の問題に対応する要保護児童対策地域協議会の枠組みもございますが、これも後ほど説明をさせていただきます。

資料の7ページのほうにお進みください。説明の前に、1点修正がございますので、ご報告いたします。スライドの一番下の出典の部分なのですが、米印、市長村から始まりますが、ちょうの字が間違っておりましたので、町というふうにご訂正させていただきたいと思っております。

7ページの説明をさせていただきます。相談、通告を受けた後に取られる対応内容についてまとめたものがこのスライドになります。厚生労働省が示した市町村子ども家庭支援指針によれば、養育方法の改善や保護者の抱える問題の改善によりまして虐待のリスクが軽減される見込みが高い場合、このピラミッドの下のほうの場合になりますが、この場合には拠点となる市による支援が優先されるということになります。市の支援としては、それぞれ家庭環境を見極めながら、保健師や心理士、ヘルパーなどの専門職が中心となって在宅による支援を実施いたします。一方で、分離保護が必要な重度虐待の場合ですとか、生命の危険がある場合などは、児童相談所の介入により強制的な措置が検討されます。本市においては、全てのケースにおいて調査、評価を行った上で、総合的な判断を行いまして、必要に応じて児童相談所との協議を行いながら、最善と考える支援を行うこととなります。

続きまして、スライドの8ページの説明に移らせていただきます。ここで虐待ケースに対応するための本市における推進体制について説明しますが、こちらのスライドは先ほどお示した相談、通告に関するスライド、6ページのうち、本市が担う子ども家庭総合支援拠点の部分に焦点を当てたイメージ図となっております。市内の組織でいいますと、こども家庭課内のこども家庭係と母子保健係の業務となっております。まず、右側の母子保健係が中心となって、母子保健法に規定される子育て世代包括支援センター機能を担っております。この子育て世代包括支援センターは、本市においては子育て相談センター・えがおの名称で活動を行っております。子育て相談センター・えがおでは、妊娠届の段階から出産、子育て期まで切れ目のない相談、支援を行うとともに、妊娠、出産、子育ての各ステージにおいてリスクがあり、支援が必要な妊産婦等の状況把握と虐待予防、早期発見にもつなげているところでございます。

また、スライドの左側になります。こども家庭係が中心となって、児童福祉法に規定される子ども家庭総合支援拠点機能を担っておりますが、ここでは子供と家庭に関する総合相談、児童虐待への対応、ひとり親家庭への支援等の業務を行っているところでございます。母子保健係の業務における全ての母子との関わりの中でリスクを抱えた母子家庭の情報が得られますので、そこから抽出された母子に対してこども家庭係が養育支援、虐待の対応などの業務を実施していくという流れになっております。

もちろんこの連携だけで全ての虐待ケースを把握できるというわけではございませんので、6ページのスライドの一番下にありましたように、各関係機関に対して第1報がもたらされ、その後支援拠点であるこども家庭課につながるケースも多々ありますので、次のスライドで詳しく説明をさせていただきたいと思っております。

スライドの9ページになります。こちらは、福島市要保護児童対策地域協議会の連携体制をイメージしたスライドになっております。先ほど申し上げましたとおり、地域の関係機関で情報を共有し、虐待を受けている子供をはじめとする要保護児童の早期発見や適切な支援、保護につなげることを目的として設置される法定の協議会が要保護児童対策地域協議会です。我々は、略して要対協というふうに呼んでおります。この要対協の調整役として事務を統括する機関については、構成機関のどこでも実施することができますが、福島市の場合は子ども家庭総合支援拠点である市のこども家庭課が調整機能として事務を統括しているところです。このように児童相談所以外にも病院、保育施設、小中学校、児童養護施設、警察、民生児童委員等の地域の連携の中で児童虐待の早期発見、情報共有、支援計画の作成を行いまして、適切な支援につなげているところでございます。

スライドの10ページのほうにお進みください。要対協の構成機関につきましては、こちらの資料に記載しておりますとおりでございます。児童相談所をはじめ、児童の所属先となる学校や保育園を中心として、子供に関わる様々な関係機関で構成し、情報共有、協議により虐待事案の早期発見、迅速な支援に努めております。会議体につきましては3種類ありまして、代表者会議を年2回、実務者会議を年4回、個別ケース検討会議を随時行っております。

なお、虐待の重症度が高く、継続的な支援を必要とするケースにつきましては要対協への登録を行いまして管理しておりますが、令和3年3月末時点の管理ケースにつきましては123件となっております。

スライドの11ページのほうに移らせていただきます。児童虐待に係る本市の対応内容について説明をさせていただきます。先ほど説明をしました庁内の組織体制について、専門職員の配置やその役割、養育者や児童に対する支援の内容に焦点を当てて、対応内容のイメージを図にしたものがこちらのスライドになります。まず、子ども家庭総合支援拠点には公認心理師等の専門職、子育て世代包括支援センターには保健師や助産師等の専門職員を配置しまして、専門的な視点から子供、家庭に関する相談、支援を総合的に行っております。特に必要な業務としては、虐待の背景にある家庭の実情を把握し、虐待の要因やリスクを評価した上で、虐待の背景に応じた個別ケースごとの支援計画を立てることとでございます。また、児童相談所が一時保護や施設入所措置のような介入を行う機関であるのに対して、あくまでも在宅を基本とした支援計画で虐待が起きる家庭環境の改善を図るのが市の主要な役割となっております。市では、児童相談所のような強制的な権限がなく、低リスクの家庭からある程度高リスクの家庭まで幅広い個別のケースに対して評価や支援計画が求められるといった難しさもございます。いずれにしましても、総合支援拠点及び包括支援センターの維持のためには、専門職の配

置とそれぞれの職員のスキルの維持、向上が継続的な課題というふうに考えているところでございます。

スライドの12ページに移らせていただきます。次に、現状といたしまして、国、県の虐待相談に係る対応件数の比較を見てまいりたいと思います。一番上が国の児童虐待相談の件数でございます。平成11年頃から増加傾向が始まっておりますが、令和2年度に過去最高を記録したところであります。20万5,044件となっております。

中段が県の児童虐待相談件数の推移です。こちらにも増加傾向でございまして、平成29年度に1,000件を超え、令和に入りましてからは2,000件前後で推移をしている状況でございます。

国、県とも増加傾向にありますが、主な増加の要因としましては、心理的虐待に係る相談対応件数の増加でございます。心理的虐待が増加した原因としましては、子供の目の前で行われる父母間の暴力、こちら面前DVという言い方をしますが、こちらが増加しまして、警察からの通報が増えたことによるものというふうになっております。また、新型コロナウイルス感染症対策の影響による外出の制限ですとか、それに伴うストレスの増加なども影響しているものと考えられます。

一番下は、参考までに令和2年度の福島県の児童相談所の相談件数を記載しております。

資料の13ページのほうにお進みください。こちらは、福島市の児童虐待相談対応件数になります。左の表は福島市の児童虐待相談対応件数の推移を記載したのですが、令和3年度の速報値で初めて1,000件を超える見込みとなっております。令和2年度に虐待相談件数が極端に減っているように見えるのですが、これは児童相談支援システムが導入されたことに伴いまして、本来国に報告すべき各年度の新規の相談件数のみが抽出できるようになったためのものがございます。これまでは前年度からの継続している事案件数も含めて集計する方法しかなかったものですから、このような形になっております。グラフ上は減少しているように見えるのですが、実数につきましては国、県同様増加傾向にあるものと捉えております。

真ん中の表については、令和2年度中に本市にて新規で相談を受けました相談の種別ごとの件数となっております。この表は相談の内容別に集計し、その総数は838件となっておりますが、その他の相談に記載されている527件については、主に児童相談所や警察からの住基照会となっております。その他を除く相談は311件となっておりますが、うちその7割は養護相談となっております。養護相談の216件中2割に当たる40件が児童虐待に関する相談となっております。

右側の表は、令和2年度中の新規相談がどこから来たか、どこを経由して市に入ってきたものかを示すものでございます。838件中269件、32%が児童相談所から、174件、20%が警察からのものとなっております。

次に、スライドの14ページをご覧ください。このスライドから虐待の背景について見てまいりたいと思います。虐待の背景を検討するデータとしましては、要対協の管理ケースの推移を参考にしております。要対協の管理ケースは、先ほどもご説明させていただいたとおり、児相をはじめとする地域

の関係機関が特に注意を要する案件として登録しているものですので、こちらの管理件数の推移ですとか、個別ケースの内容を検討することである程度虐待の背景を分析できるものと考えております。

まず、上の表、近年の管理ケースの推移を見る限りでは、大幅な増加というものは見られず、コロナ禍の明確な影響を指摘できるような大きな変動はございません。

また、下の左側の表につきましては令和2年度末の要対協管理ケース123件のうち64件が児童虐待であることを示すもので、右側の表はその児童虐待64件を虐待の態様ごとにまとめたものでございます。

なお、この表にはございませんが、これらのケースにおいて多くの保護者に精神疾患ですとか知的障害等、何らかの症状が見られますことから、保護者の養育能力の不足が虐待の起きる要因の一つというふうに評価をしております。加えまして、児童の年齢がゼロ歳から2歳の中の養育の負担が大きい時期に虐待が多くなる傾向がありますので、虐待の発生予防のためには保護者の養育能力の向上、子育ての負担の軽減を図る必要があると考えているところでございます。

スライドの15ページのほうにお進みください。このスライドは、妊娠届を提出するときにおけるアンケート結果をまとめた資料でございます。様々なリスクや不安を抱えた妊産婦が増加してきたことから、令和2年4月より妊娠届の窓口をこども家庭課に一本化しまして、保健師、助産師による全数面接を開始しております。その際のアンケート結果を基に相談、支援に結びつけているところでございますが、この結果によりますと、協力者がいないなど産後の育児や生活への不安、妊婦自身の精神疾患、知的障害、経済的な不安等のハイリスク項目に1つ以上当てはまる方が年々増加しておりまして、令和2年度以降は新型コロナ感染に対する不安ですとか、コロナ禍での先が見通せない不安を訴える方も増えてきております。このような結果から、こども家庭課では面接や訪問指導を行いまして、妊婦の心身の状態や環境を確認し、一人一人に合わせたプランを作成しているところでございます。最も重要なことは話すことと捉え、まずは味方になり、支えになってもらえそうだと思うことで必要な支援につなげております。産後の生活を前向きに思い描けないとか、家族のサポートが難しい妊産婦については増加傾向でございまして、ローリスクであっても、コロナの影響により産科医療機関での妊婦教室が中止、妊娠、出産に関する知識を得る機会の減少、里帰りできないなどの現状から、時代背景に合わせた支援メニューの充実が重要と考えておりまして、今年度から生後1、2か月の乳幼児家庭を対象に保育士、助産師の全数面接による相談、支援を開始したところでございます。

資料の16ページのほうにお進みください。ここまでこども家庭課内における相談、支援体制や実情についてお話をしてまいりましたが、具体的な支援策について主なものに絞って説明をさせていただきます。まず、資料の一番上の養育支援訪問事業につきましては、心身の状況や家庭環境の関係で養育上の困難を抱える家庭に保健師やヘルパーが訪問し、養育の技術指導や家事の補助を行うなどの支援を実施し、虐待リスクを抱える家庭に対する養育環境の改善を行うものでございます。

中段の子育て短期支援事業については、保護者の心身の状況などにより一時的に養育が困難になった家庭を対象に、児童を児童福祉施設で養育する支援事業でございまして、養育困難家庭の負担の軽



減を図るものでございます。

下のひとり親家庭自立支援事業につきましては、ひとり親家庭における父母の自立を図るため、父母の職業訓練や教育訓練に係る受講費用、それと訓練期間中の生活費を給付する事業となっております。

これ以外にも母子生活支援施設への入所支援ですとか、母子父子寡婦福祉資金の貸付けなど、それぞれの子供、家庭の実情に合わせた支援メニューの整備を行っていますが、ここでは主な事業について紹介をさせていただきました。地域のつながりの希薄化や事案が複雑化する中で、早期発見や解決に向けた支援についてはより困難になっておりまして、これらの事業や日々のケースワークを実施している現場の職員については非常に苦勞をしているところでございますが、対象者のニーズを見極めた上で必要な支援策を構築し、適切な支援を届けられるよう努力してまいりたいと思っております。

続いて、スライドの17ページのほうにお進みください。次に、国の動きとしまして、直近の児童福祉法改正の動きについて説明をさせていただきます。改正の趣旨については、児童虐待相談対応件数の増加を踏まえまして、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化を行うことを目的としております。

改正の概要については7項目ございますが、主なところといたしましては、1の①のこども家庭センターの設置や3の①の児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限の弾力化、4の児童の意見聴取等の仕組みの整備、5の一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入等がございますが、特に市の組織体制に関する部分で今後の対応が必要と考えられるものとして、1の①に記載がございますこども家庭センター設置の努力義務化について説明をさせていただきたいと思っております。

資料の18ページのほうにお進みください。こども家庭センターの組織体制の説明をさせていただきたいと思っておりますが、その前段といたしまして、児童福祉法改正のこれまでの沿革のうち、市の組織体制に関するものを抽出したものがご覧いただいているスライドになります。まず、2000年に児童虐待の防止に関する法律が制定されております。2004年には、これまで一手に子供、家庭相談を担っておりました児童相談所を特別なより継続的、専門的相談、支援を行う機関として変更いたしまして、第一義的な相談は市町村が担うということになりました。また、2007年には要対協の設置が努力義務化されまして、2008年には要対協の対象が要保護児童だけでなく、特定妊婦や要支援児童及びその保護者に拡大されたところでございます。さらに、2016年の改正で市町村の支援業務が明確化されまして、併せてこども家庭総合支援拠点の整備が努力義務化されました。なお、同年には児童福祉法の改正に合わせて母子保健法も改正されまして、子育て世代包括支援センターの設置も努力義務化されております。そして、今年こども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの体制を見直す形で、こども家庭センターの設置を努力義務化する改正が予定されているところでございます。

資料の19ページのほうにお進みください。次にご覧いただきますこのスライドは、こども家庭総合

支援拠点と子育て世代包括支援センターの見直しと、こども家庭センターの設置を簡単なイメージに落とし込んだものでございます。双方の機能を統合しまして、一体的相談機関としてこども家庭センターを設置することが想定されているところでございます。

資料の20ページのほうにお進みください。こども家庭センター設置に伴います本市の対応のイメージについて記載したものがこちらのスライドになります。福島市においては、こども家庭課内において既に子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの機能を置いておりまして、現時点においてもこども家庭センターの設置に向けた体制はおおむね整っているというふうに考えておりますが、法案成立後、国からこども家庭センター設置に関する体制の詳細が示されましたらば、随時対応を検討してまいりたいと考えているところでございます。

資料の21ページのほうにお進みください。このページからは、こども家庭庁の設置に向けた国の動向についてでございますが、こちらについては主に国の資料を基に説明をさせていただきます。子供に関する取組、政策を我が国社会のど真ん中に据えて、子供真ん中社会を実現するための新たな司令塔として、こども家庭庁の設置が進められております。国が示したこども家庭庁設置法案の概要を見ますと、組織体制としましては内閣府の外局として設置される見込みとなっておりまして、各省庁より一段高い立場から政府内の総合調整を実施するとしているところでございます。また、こども未来部所管の事務については、おおむねこども家庭庁の所掌事務に含まれる予定となっている状況でございます。

22ページのほうにお進みください。こども政策の新たな推進体制に関する基本方針のポイントを見てまいりたいと思います。今後の子供政策の基本理念のうち、児童虐待対応に関する主なものを見ますと、上から4つ目、子供や家庭が抱える様々な課題への対応の部分については、こども家庭課で行っている拠点、包括支援センター、要対協の枠組みの中で対応していく予定です。また、一番下のデータ、統計に基づく政策立案の部分については、現在政府内で検討されているいわゆるこどもデータベースの構築と連動する動きと思われませんが、この部分についてはまだ国のほうから出されている情報が少ないため、通知等で情報が入り次第、適宜対応してまいります。

23ページのほうにお進みください。こちらには、こども家庭庁の基本姿勢を記載しております。赤枠の中でございますが、①の子供の視点、子育て当事者の視点につきましては、今年の児童福祉法改正案の中にも児童の意見聴取等の仕組みの整備として組み込まれているところでございます。なお、③のNPOをはじめとする市民社会との積極的な対話、連携、協働については、2017年に新しい社会的養育ビジョンとして民間団体による事業が厚生労働省により既に示されておりますが、こども家庭庁においても民間との連携、協働を重視した施策の推進を図るものとしております。市といたしましては、こうした国の基本姿勢の下に、関係機関との連携を強化しつつ、各種施策を展開してまいりたいと考えております。

次に、24ページのスライドになります。24ページのスライドは、各種施策の所管省庁を示したイメ

ージ図になります。この図の緑色の部分はこども家庭庁が今後所管する施策になります。青色の部分が主に文部科学省などの所掌事務、緑と青のグラデーション部分が共管またはこども家庭庁が介入する部分というふうになっております。このように見ますと、こども家庭庁の所掌事務はおおむねこども未来部で所管するものというふうに見れます。

以上、国の動向といたしまして、児童福祉法の改正部分とこども家庭庁設置部分について説明をさせていただきます。急ぎ足の説明となってしまいましたが、後ほど資料のほうをお読み取りいただければと存じます。

最後に、25ページのほうをご覧ください。最後に、これまで説明した内容を福島市の現状と課題に分けてまとめたいと思います。まず、福島市の現状についてまとめますと、1つは児童虐待相談等への対応として、子供、家庭をめぐる相談に対する対応の部分と児童福祉法改正の対応の部分がございませう。このうち児童虐待相談等への対応、特に実情の把握方法については、1の要対協管理ケースの分析や2の妊娠届出時の全数面接により行っております。また、実際の援助については、公認心理師等の各専門職の参加による評価や支援計画に基づいて実施をしております。今年予定されております児童福祉法の改正のうち、特に市の体制に影響のあるこども家庭センターの設置に関しましては、先ほど説明いたしましたとおり、こども家庭課内に既に拠点と包括支援センターの体制を有していることから、今後国から示される具体的な内容に合わせて対応してまいりたいと考えております。

26ページのほうにお進みください。続いて、課題について申し上げます。課題につきましては、現時点では何よりも支援拠点と包括支援センターの機能の維持、向上が大切かと思っております。そのために児童虐待相談への対応としましては、適切なリスク評価や支援計画の作成が肝になりますので、とりわけ専門職員の継続的な採用、技能の向上は必須であると考えております。中でも人材が不足する公認心理師等、特に専門性の高い人材の雇用が課題としてございます。また、少子化、核家族化の進展に加えまして、新型コロナウイルス感染症の影響など、親子を取り巻く環境の変化に合わせてニーズを的確に捉えた政策を構築していかなければならないというふうに考えております。

スライドの27ページのほうにお進みください。続いて、児童福祉法改正への対応につきましては、先ほど申し上げたこども家庭センターの設置のほかに、身近な子育て支援の場における相談機関の設置に関する対応もございます。こちらにつきましては、今年の改正の中で新たに創設する事業として挙げられているものでございまして、保育所、認定こども園、地域子育て支援センター等を地域住民からの子育てに関する相談に応じる地域子育て相談機関として整理することを努力義務とするものでございます。現在、市内の23か所に子育て支援センターを設置しております、子育て相談に加えて地域情報の提供、子育てサークル支援などの業務を行っているところでございますが、これにつきましても国の動向を確認しつつ対応を検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、新たな課題への対応と組織の在り方についてでございますが、これについてはこども家庭庁

設置に関する対応とこどもデータベースへの対応がございます。特にこどもデータベースにつきましては、リスクを抱えた家庭に市町村間の移動があった場合、前居住地の自治体から必要な情報を引き継ぎ、支援につなげていた作業を、ネットワークに基づく情報共有により、タイムロスなくスムーズに支援を開始できるということが可能となれば大変有効なものと捉えることができますので、こちらも国の動向を注視しながら早期に対応できるように検討してまいりたいと思っております。

そして最後に、ヤングケアラーに代表される新たに注目される課題への対応について説明をさせていただきますが、28ページのほうをご覧ください。28ページのほうに訂正がございますので、先に直させていただきます。資料の右側の包括的支援体制の中で、四角で囲っている部分の右上に地域共生課という記載がございますが、こちらのほう削除をお願いいたします。

では、28ページの説明に移らせていただきます。昨今新たに注目を浴びているヤングケアラーにつきましては、その原因をひもとくと、保護者など家族の疾病ですとか、それに伴う介護であったり、ネグレクトによる兄弟の世話など、様々な家庭の問題によるものであり、周囲との関係性も希薄であることがさらに問題を表面化しにくくしているものと考えております。原因が多岐にわたることから、関係部署、関係機関との連携による取組が重要であると捉えまして、本市においては庁内連携の枠組みである関係各課で構成する包括的支援体制の中で困難を抱える家庭の問題点を共有、評価し、その原因を明らかにした上で、必要に応じて各課で実施している支援事業を組み合わせ対応しているところでございます。ヤングケアラーの問題については、小学生ぐらいの年代ですと家族の置かれた状況をよく理解できていなかったり、家族の世話をするのが当たり前になって、その大変さを十分に自覚できていなかったりする可能性もあることから、周囲の大人がまず気づき、声をかけ、支援していく体制を整えていくことが課題であるというふうに捉えているところでございます。

以上、児童虐待の対応につきまして関係法令、本市の実情、国の動きや本市の課題に分けて説明してまいりましたが、児童虐待の防止のためには地域の関係機関による連携と情報共有、それに基づく適切な評価と支援策が非常に重要になってまいります。毎年児童虐待を原因とする大変痛ましい事件が報道され、注目されておりますが、これらを一件でも、少しでもいい方向に導くため、こども未来部一同業務に取り組んでまいりますので、市議会の皆様のご支援をよろしくお願い申し上げます。

なお、資料中2か所ほど訂正箇所がありまして、大変申し訳ございませんでした。修正した資料につきましては、後ほど議会事務局を經由してお送りさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上です。

(白川敏明委員長) ご説明ありがとうございました。

それではここで、暫時休憩したいと思います。

午前10時56分 休 憩

午前10時57分 再 開

(白川敏明委員長) それでは、委員会を再開いたします。

ご質疑のある方はお述べください。

(山岸 清委員) ご説明ありがとうございました。今13ページを見ていろいろな相談が出ているのだけれども、この相談というのは親が言うのかい、それとも周りに気がついた人あるいは児童がよこすのか。だって、私は虐待しているのですと相談する親はいないような気がするのだけれども、どのようにして相談の端緒というのかな、こちらをつかむのだい。

(こども家庭課長) 資料の6ページのほうをご覧ください。資料の6ページが通報の流れを示したものでございます。左上に子供、家庭というふうにございますが、直接子供さんですとか家庭から通報がある場合もございますが、その下、子供、家庭の下、市民、警察、医療機関、学校など、こちらを経由して入ってくる場合もございます。また、学校、幼稚園などでけがをしている子供を発見して、虐待の疑いがあるという場合については、そこから直接通報、相談があるというケースもございますので、様々な機関からの通報も含めて数多くの通報があるということになっております。

(山岸 清委員) 感想だけれども、俺の家の近くにアパートがあるのね。そうすると、あるとき子供が何か泣いているのね。だから、俺も酔っ払ったとき駐在に言うぞなんて大きい声出したの。そうしたら、うちの奥さんに、そんなこと言うな、文句言われたらどうするのだと怒られて。そうしたら、それ以来ぱたっと泣き声がしなくなった。あれはいいことだな。通報したと同じだな。駐在に言うぞなんて言ったら、あれは虐待ではないのだろうけれども。しつけと虐待の差というのは難しいよな。

(羽田房男委員) 今のところ、もう少し早期発見というところで、6ページのところかな、図解で黄色く、説明があったのですが、4ページのところにも子どものえがお条例が載っているのです、第17条、第18条の関係で早期発見及び迅速な対応に必要な施策を推進するものということで、まずは虐待の予防とかありますけれども、早期発見というのが一番出発点、用意ドン、スタートの段階なのかなというふうに思うのです。そうした場合に、ただいま6ページのところでご説明があった市民、警察、医療機関、学校というのは何となくイメージとしては分かるのですけれども、ちょっと難しい。事件があれば警察とか医療機関とかから通告とか連絡とかあるのでしょうかけれども、日常的に早期発見をするということは非常に難しいという、いろんなプライベートもありますから、ヤングケアラーの質問させていただいたときにも、非常に家庭内のデリケートな問題なので、なかなか一歩踏み出せないのだという答弁なんかもいただいたのです。ですから、出発点の用意ドンの早期発見をどういうふうにイメージとして持つのかということがなかなか私もつかめないでいて、結果は原因に規定されるので、原因がどうなのかというのは分かるのですけれども、発見をしなければ対応ができないという循環、もうちょっと早期発見というところを詳しくご説明いただくとありがたいのですが。

(こども家庭課長) 委員がおっしゃるとおり、早期発見というのは、家庭内で起きておりますし、デリケートな問題でもございますので、そういった家庭内で起きた事象というのはなかなか把握するの

が難しいのが現状でございます。そういった中で、どのような形で早期発見に結びつけていくかという事でこども家庭課内で実施している事業としては、資料の15ページのほうで説明をさせていただいたのですが、こちらはアンケートの結果になっておりますが、このアンケートについては、妊婦さんが妊娠届を提出する際にこども家庭課の保健師、助産師が面接をして、聞き取った内容をアンケートに落とし込んだものでございます。その中で協力者がいないとか、例えば妊婦さん自身に精神疾患があるとか、生活が経済的に苦しいとか、そういった家庭の事情を酌み取りまして、それ以後の相談、支援につなげていきながら、リスクのある家庭に対してケアをすることで早期発見につなげるというのも一つの施策として展開しているところでございます。それ以外はやっぱ幼稚園ですとか保育所、学校での異変を感じ取って通報していただくとか、そういったネットワークも構築しておりますので、そういった中での通報で早期に対応していくという流れになっております。

(羽田房男委員) ありがとうございます。これから所管事務調査はスタートなので、それ以上掘り下げませんですけども、私たちもしっかり勉強したいと思います。ありがとうございました。

(川又康彦委員) 先ほどの山岸委員の質問とちょっと関連してくるのですが、13ページで相談対応件数という形で、先ほどいろんなところからの相談があるという話で、真ん中のほうに住基の照会とか、そういった部分というのを相談の内容として書かれているのですが、合計838件あって、警察とかいろんなところからの相談があると。相談というのは、住基照会というのと、例えば警察に来ましたと。通報が何らかの形であって、市のほうに例えば家族構成とかどうなっているのですかというようなこととかの照会があって、そこからどう進む感じになるわけですか。警察と一緒にその家庭に行くとか、どういうふうな対応を相談があるとされているのかというのを少し具体的に教えてください。

(こども家庭課こども家庭係長) 現場の実際の対応でございますけれども、主に警察と児相から住基照会などがございます。その後、ケースによりまして実際に現場に一緒に行ってくれという場面もありますし、もしくは児相とか警察で現場の状況を確認して、それ以上は、警察と児相で完結する場合もございます。なので、その2ケース、警察と児相で完結する場合と、あと場合によってはもともと市で要対協として管理しているケースとか、市で管理しているケースもありますので、そういった場合は後日対応を協議して一緒に行ったりとかいう場合もございます。

(川又康彦委員) 大まかな対応、これ多分それぞれの相談経路別というのがありましたけれども、同じような対応なのかなと思います。要対協の仕組みでかなり進展しているというふうに伺っているのですが、管理するというように、これは要対協の管理にしなければならないねというところを決めていくというのは、これは事務局の市ですけれども、これは誰がどういうふうな手順を踏んで行っていくのかというのを、先ほど児童相談所から福島市のほうでいうと令和2年では269件ありました。その前のページだと、中央児童相談所だと相談件数は461件あって、これは県北管内なので、福島市以外も入っているとは思いますが、この461件の福島市分のやつが、例えばこのうちの

269件が福島市分ですよというふうに認識してもよろしいわけなのですか。

(こども家庭課こども家庭係長) まず、要対協に登録するケースについてどのような手順で決めているかというところでございますけれども、それにつきましてはスライドの10ページで、要対協の協議会の構成の部分の説明させていただいた部分で、会議体の説明をしている部分をご覧くださいながらご説明したいと思います。要対協の会議には代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会とあるというふうに申し上げました。その中でそれぞれの個別ケースについて、それぞれの担当ケースワーカーが随時関係する機関と個別のケース検討会議を行います。関係機関といいますと代表的なのは児童相談所でございますけれども、それぞれのケースワーカーが個別のケース検討会議の中で要対協として管理する、地域でネットワークの中で管理するのがふさわしいとそれぞれ判断するようなケースをまず抽出しまして、それをそれぞれに実務者会議に新規登録の案件として、実務者会議年4回やっていますが、新規登録案件として実務者会議の議題として上げます。実務者会議の中で各関係機関の実務者がこれは確かに地域でネットワークの中で見守りなり対応なりしていくのがふさわしいというケースと判断しますと、そこで要対協のほうに登録という形になります。そういう流れの手続きになってございます。

(こども家庭課長) 先ほど川又委員からのご質問で件数の部分がございましたが、市と、あと児相の相談件数なのでございますけれども、100%これ含まれるかということ、埋もれている可能性、福島市に相談が来た時点で完結してしまうケースなんかもあり得ますので、100%とは言えないのですが、情報連携の中でほぼ共有していると考えていいものと捉えています。

(川又康彦委員) 先ほど在宅の部分のところは市町村のほうで、特に福島市が中心に対応する。それ以上の親から離さなければならない、その部分は児童相談所等が中心で、そこでこれは離さなければならないレベルのものだなというふうになると、そもそも福島市のほうには連絡は来ないのですか、それともそれもやっぱり含めてきて対応をどういうふうにするかというのを考えていくという感じなのですか。

(こども家庭課長) まずは、福島市にそういった通報があるのがほとんどでございます。福島市の支援拠点の組織と、あと要対協の連携等の中で対応していくというのが最初の流れで、その中で児相が絡んでくるという場合がほとんどなのでございますけれども、事案が本当に警察沙汰になるような、警察にまず通報が行って、あまりにもひどいと、子供を強制的に一時保護すべきだと周りからも見えるような場合については直接児相のほうで対応するというケースもごく僅かですがございます。

(鈴木正実委員) 今のにちょっと関連しているのですけれども、市のほうが第一義的な窓口になっていろいろ受け、直接児相に行ったものも、これも市のほうにもフィードバックにはなるのだということであれば、総数的なものというのは必ず市のほうで把握できているという理解ではないのですか。

(こども家庭課長) 原則的には児相に入った通報も市と共有しながら対応していくというものがあるのですが、中には非常に最初から重くて、児相だけで対応しているというものもございます。児相の

ほうに我々のほうも、市に連絡が来ていない重大案件があることが分かっているので、その件数、福島市の住民登録をしていて、虐待で重いケースで児相だけで対応しているもの何件ありますかというふうに問合せしているのですが、それについてはちょっと教えていただけない状況がございます。ですので、そこが我々把握できない部分ではあります、数にしますとごく僅かな件数というふうには考えております。

(鈴木正実委員) ケースとしていろんなケースをつかまえておかないと、多分的確な対応というのは非常に難しくなるのだと思うのですけれども、そういったところでは、先ほど対応の枠組みで要対協という形でできていれば、当然要対協全体としてそういう情報は全て共有しているというふうになんとか私は理解したのですけれども、そういうことではないケースもあり得るということなのですか。

(こども家庭課長) 資料の10ページの右下のほうに要対協の会議の、3種類の会議体の中で協議しておるといふふうになっておりますが、個別ケース検討会議というのが随時開催されておまして、ケースに対応するというか、関連する機関の職員が集まって実施しているのがこのケース検討会議ということになっておりますので、全ての事案について全ての機関が関わっているということではないです。全ての機関が関わるのは実務者会議より上の段階という形になります。

(鈴木正実委員) そうなればこそなのでしょうけれども、実務者会議が年4回で、代表者会議が年2回という、その間って何となく個別ケース検討会議をやったところだけが対応していて、最終的にそこで確認するとか、そういうのって立ち後れてしまうような気がするのですけれども、その辺は実務者会議、代表者会議でも最終対応の遅れみたいな、そういう懸念はないのですか。

(こども家庭課長) 個別ケース検討会議以降は、必要に応じて要対協管理ケースと同じような対応を取りながら進めております。

(鈴木正実委員) そうすると、個別ケース検討会議で関係する部局あるいは施設等々が、機関等々が個別、個別で速やかに対応していっているというここが一番の要になっているというふうに理解していいですか。

(こども家庭課長) 委員がおっしゃるとおりでございます。

(山岸 清委員) 最後のページで、これからの課題になるのだろうけれども、ヤングケアラーがいろいろ小さい子供の面倒を見たり、祖父、祖母の面倒を見たりしている、感心な子供だよ。これは支援体制の中に教育委員会が入っていないのです。教育委員会はたしか学校だと家庭訪問なんかやって、一番家庭の状況を把握する、分かるのではないのかい。警察も巡回連絡をやるけれども、この頃はあまりやらない。学校だと、俺らも家庭訪問されて、今日先生来るのだなんていうとどきどきして待っていたのだけれども。こちらの支援プラン検討会議に何で教育委員会入っていないのか。これはちょっと手落ちまではいかないけれども、何で入っていないの。これは国のほうからでもこういうヤングケアラー状態の解消のための支援体制に教育委員会は関係ない、教育委員会は教育委員会でやっているといえればそれまでなのだけれども、その点どういことですか。



(こども家庭課長) こちらの28ページの包括的支援体制については、通報ですとか各機関から連絡があってから、その子供さんなり家庭なり、これは高齢者の方も含んだ包括支援体制になっておりますが、その方にもどのように対応していきましようとか対応の部分の検討を行う支援体制でございまして、主にそういった施策を持っている担当課で構成しているというところではございますが、そういった今委員さんからのご意見もありましたので、その辺の話も支援体制の中で今後出していきたいというふうに思います。

(山岸 清委員) 要するに面倒見ている児童が大変だと、市役所にでも、あるいは市長にでも、あるいは俺らにでも大変だから、何とかしてくださいと言ってあげればいいのだけれども、声を上げられないのだよね。だから、こういう状況になっていると思う。だから、できるだけ早くこっちからそういう状況を見つけてやりたい。何でもなければいいのだけれども、あの家は大変だなという、そういうのを見つけてやるような、子供が声を出せるような状況をやるためには、やっぱり学校で家庭訪問しているのだから、そのときちょっと気がついたら言ってこいというのは大事なことだよ。そういうことで、教育委員会にもこれは声をかけてください。今課長さんもその旨、あの旨言ったよだから。

(山田 裕委員) 児童虐待を防止するために妊婦のアンケートを行って、ハイリスクのあるところについては目を光らせているのだという説明でした。児童虐待で最近、最近といいますか、報道で多いケースというのは、離婚したり、再婚したり、あるいは別な人と同居したりというところで、他人の子供に対して暴力を振るうと、死亡させてしまうというケースが多いと思うのです。ですから、そこへの手だてなり、市としてどうやって把握するのかというところも妊婦の問題と同時にやっぱり進めていく必要があるのではないかと思いますけれども、その辺については具体的な取組というのはどういうふうになっているのでしょうか。

(こども家庭課長) 委員がおっしゃるとおり、様々なケースのそういった調査なり支援を行っている報告書を見ますと、やはりそういった前の旦那さんの子供に対してお母さんの新たなパートナーからの虐待なんていうケースも確かに市内でも発生しております。そういったケースについては、やはり先ほど申し上げたとおり、家庭内だけで行われるものですとなかなか我々も早期発見しづらいところがありますが、要対協の連携の中で可能な限りの関係機関が加入して、その中で、先ほども言いましたが、幼稚園、学校、そういったところでの変化を見逃さないように、そこから虐待になるかどうかの見極めが確実にできるかどうか分からないですけども、そういった通報をもらいながら、我々のほうで虐待であるとかいった部分の見極めを行いながら把握に努めているところでございます。

(山田 裕委員) むしろそういうケースのほうで悲惨な結果を生み出すという傾向が強いのではないかと思います。ですから、いろんな機会を見てきちんとつかむのだということですけども、その辺のやっぱり組織的にきちんと体制をつくっていくということも必要なのではないかというふうに思うのです。同時にそういう何か兆候が発見されたとしても、それを軽視してしまうというケースが多々ありますよね。後でこんな重大なこととは分からなかったみたいな釈明したりというケースありま

すけれども。ですから、その辺の迅速できちんとした対応が求められていると思いますけれども、その辺についての認識といいますか、いかがですか。

(こども家庭課こども家庭係長) ご指摘のとおりでありまして、今現場でケースワークをやっている係を私は査察指導員の立場でまとめているのですけれども、毎日対応している中で、保育園、幼稚園、こういうところからの通告、相談というのが現場の実感としては一番多いと感じています。どういうものかといいますと、着衣の乱れ、例えば洗濯されていない、季節感が合わない服を着ている、あとは傷、あざ、それも不自然なところにある、こういったものが結構多いです。現場の実感としては、毎日とは言わないまでもほぼほぼ毎日のようにあります。そういう通告がありましたら、基本的にはその日のうちにうちの先ほど説明いたしました心理士だったり、専門の保健師だったり、もしくは社会福祉士だったり、そういった専門の職員が対応します。傷、あざの場合ですと、お父さん、お母さんが夕方迎えに来たりしますので、そのタイミングを捉えてできる場合はその日のうちにお父さん、お母さんに接触して注意喚起なり、事情の確認なり、それはもちろん事前の保育所からの承諾を得てそういうふうに対応しておりますけれども、そういうちょっとした異変というのは、保育所などから連絡があれば、基本その日のうちに現場に誰かしら職員を派遣して、保育所から情報を聞き取るなり、お父さん、お母さんと接触して注意喚起するなり、そういった対応は日々やっておるところではございます。

(佐原真紀委員) 今の質問に関連してなのですが、そういった対応をした場合、その保護者の方はどういった返事をしてこられるケースが一番多いでしょうか。

(こども家庭課こども家庭係長) その返答、お父さん、お母さんの反応のパターンですけれども、大きく分けると2つあります。1つには完全に拒否される場合、それから支援の受入れを承諾する場合、これは大きく2つのパターンがあります。私が感じるのは、拒否される方というのは、例えば以前から行政に対して拒否感を持っているとか、もしくは最初からそういう支援とかを望んでいない、もしくは精神的に何か疾患とか、知的な問題があって理解ができないというパターンが結構あります。支援の承諾を受け入れるパターン、このパターンはそもそもSOSが何かしら、サインというか、そういう子供の身なりだったりもそうですが、何かしらSOS的な部分があって、支援を求めているけれども、求め方が分からない、どこに聞いていいか分からない、そのパターンは保育所の先生に事前から、前々から相談している場合も結構ありますし、あとは保育所に相談できなくて一人で悩んでいる場合もあります。そのときに専門の職員が、心理士も含め、お母さんの様子とか話しぶりとか、そこから精神的な問題がないとか、あとは何か一人で悩んでいることがないとか、面談しながら、聞き取りをしながら現場で評価したりもやっています。そういったお母さんの状況を聞き取って、ある程度専門の職員が評価して、持ち帰って、あと受理会議といいますけど、係の中でそれぞれの職員が多角的な角度からそのお母さんの状況を聞き取ってきた中で、のまずどういう状況かの評価をして、その後どういう社会資源、いわゆる制度とか、そのお母さんに適切な社会資源につないでいけるかという

のを検討して、お母さんに連絡して、お母さんが受入れ可能であればそういったサービスを提供していくと、そういった流れにはなっております。

(鈴木正実委員) 専門職員、先ほどから何回か出てきているのですが、福島市の場合どういう体制に今なっているのですか。公認心理師さんが何名いるとかということ、細かいことになってしまうのですが、その体制ってどのような形になっていますか。

(こども家庭課長) 主に支援拠点で勤務している職員が13名。

(川又康彦委員) これはどっちの。今でいうと総合支援拠点。

(こども家庭課長) こども家庭系の職員が13名おりますが、うち社会福祉主事が6名、保健師が2名、公認心理師が2名、それと精神保健福祉士が1名、社会福祉士が1名、保育士が1名の合計13名になっておりますが、うち正規の職員については7名になっております。社会福祉主事5名と保健師の2名が正職員となっております。

(鈴木正実委員) そうすると、公認心理師というのですか、これはどういった立場の人になるのですか。自分で診療みたいな形で診療施設をつくっているとか、そういう方々なのですか。

(こども家庭課こども家庭係長) 公認心理師は国家資格でありまして、大学または大学院を卒業する、または大学を卒業して実務経験2年という試験を受けるための要件はございますけれども、何か心理的な施設を自分で経営したりということではなくて、むしろ病院とかそういう心理師が必要とされる、心理の専門職が必要とされるようなところに就職して働くというケースが多いようでございます。主に拠点での役割としましては、やはりお母さんとか保護者の、もしくは児童も含めて、心理的な部分の評価、どういった心理状況でいるか、そういったところの一つはいわゆる評価が専らですので、その評価の上で、どういった接触の仕方、もしくは先ほど行政の支援を望まないお母さんとかもいるということでしたけれども、非常に現場の職員が悩むのは、そういった支援に拒否感を示す、もしくは私たちが保育所などに行ってお話を伺うときに、お母さんたちが、お母さんやお父さんも含めてですが、拒否感を示す保護者が多いことです。そうすると、どういう接触の仕方、言葉のかけ方、そういうのが心理的にいいのか、そのお母さんや保護者を評価した上で、その家庭にはどういうケースワーカーの言葉のかけ方や入り方や支援の投入の仕方とでもいいますか、そういったやり方、方法論の部分の評価、分析して各ワーカーにアドバイスしたりとか、そういう役割を担っています。

以上です。

(川又康彦委員) 今の体制の部分で関連しているのですけれども、今13名の体制でこども家庭係でやっていらっしゃるということで、本年度こども家庭センターという形でより充実した内容になっていくのかなと思っておりますけれども、この中で20ページのほうで子ども家庭福祉SW、ソーシャルワーカーですけれども、もう少しそういった新たな例えば何らかの資格を持った人とか、そういった方を増やしていくという方向なのですか。13名というのが多いのか少ないのかというのはちょっといま一つぴんとこない部分もあるのですけれども、体制としてはできれば多いほうがいい、こしたこと

はないと思うのですが、ほかの自治体と比べるとこの人数というのはどんなものなのかというところが分かれば。例えば児童相談所というのはほとんど虐待についてだけやっていると思うのですが、それだけではないですけれども、中心にやっていると思う。例えば福島の隣にある児童相談所だと大体何人ぐらいで向こうはやっていますか。こども家庭係もそれだけではないと思うので、この体制というのは十分なのか、それとも全然手が足りないというイメージなのか、その辺について少し教えていただきたいと思うのですが。

(こども家庭課こども家庭係長) 今の体制のご質問でございますけれども、拠点に関しましては、厚生労働省で出している拠点の設置運営指針がありまして、それに基づいて市町村の規模に応じて設置の基準が決まっております、どの職種何名とかという形で決まっております。福島市の場合は体制維持できるぎりぎり、基準に従ってぎりぎりの人数でやっておりますので、これは基準に適合している人数でやっているというのが現状でございます。それから、児童相談所の体制についてはちょっと手元に資料がなかったもので、申し訳ございませんが、後ほど。児童相談所の体制については今把握しておりませんので、後ほどもし資料等があればご提供したいと思います。

(佐原真紀委員) 15ページなのですが、現状と課題の中で一番人数的に多いもので協力者がいないとか、産後の育児や生活に不安があるということに関しては、里帰り出産ができないとか、様々な、そういう同じ立場のママさんたちでの集いの場がないとか、そういったところが関連してくるといふように先ほどお聞きしましたが、不妊治療歴があるという部分に関して、平成30年度、30人のところから令和元年度、令和2年度が300人前後ということで、10倍ぐらいになっていますが、そちらに関してはどういった理由があるのでしょうか。

(こども家庭課主幹) これは各年の結果を並べてしまったのですが、実はアンケートの内容に平成30年の場合は不妊治療歴があるかどうかという質問項目がなかったもので、保健師なり助産師が、この当時は面接していなかったのですが、その後必要な方に継続して連絡して対応していますので、その中で不妊治療歴があると把握した方については30人という人数になります。

(佐原真紀委員) 遡って把握した部分のところですね。

(こども家庭課主幹) そうです。令和元年度からはアンケート項目に不妊治療歴を入れましたので、平成30年度は把握できた数になります。

(羽田房男委員) 先ほどの4ページのところの早期発見のところ、ちょっとスタートラインなので教えてください。子どものえがお条例のところ先ほど申し上げましたけれども、早期発見の関係で、6ページの地域社会のところ、市民、警察、医療機関、学校などというところでもありますけれども、民生児童委員、民生委員、児童委員と兼務しているわけですが、五百三十何人だかいらっしゃいますけれども、そういう民生児童委員の方からこういうことがあるのですよというか、相談というか、通告といいますか、等があった事例をもし把握しているのであれば教えていただければというふうに思います。お願いします。

(こども家庭課こども家庭係長) 委員がおっしゃるとおり、民生児童委員さんから相談があるケースももちろんございます。あとは、ケースとして具体的にどういうケースというのはちょっと今あれなのですが、私がこちらに来てから関わっているケースでも民生児童委員さんに見守りをお願いしているケースは、その家庭の状況、その家庭に関しましては大声がする、要はどなり声とか、あと子供と親が争うような声がする、それからそれで近隣から苦情があったりするようなケースで、地域の中でもう既にトラブルになっているような、近隣の方もそのお母さんに最初の頃は注意をしていたのですが、ちょっと精神的な問題を抱えているような感じがあって、なかなか近隣の方も対応しづらいというケースがありまして、そういった場合に児童委員さんに、そのケースはお母さんとの接触もして下さっていますし、あとは日常の子供の見守りの部分、そういったところをやっていただいているケースも中にはございます。

以上です。

(羽田房男委員) ありがとうございます。いろいろと入り口なので、基本的なところちょっとお聞きしました。ありがとうございます。

以上です。

(石山波恵委員) 28ページのヤングケアラーについてなのですが、ヤングケアラーの定義というか、昔は子供がたくさんいて、上の子が下の子の面倒を見たり、お家のことをやるのは当たり前という時代から、例えば保護者、親御さんがネグレクト等、疾病等、親の役割ができなくて、例えば長女が下のいっぱいいる子供の面倒を見て学校に行けないとか、何か理由があったら学校に行けるようにしてあげるとか、いろいろあるのですけれども、私の知っているところでも子供11人いるところの、福島のビッグダディーと言われているぐらいの、子供がすごくいっぱいいるのですけれども、みんな協力し合って、みんながやるのが負と感じていない、それは多分親の愛情があるからだと思うのです。親の愛情不足とか、親が親の役割ができない方のための、子供が家のことをして、自分の子供らしさ、遊びとか、学校に行けなかったりという部分のいろんな家庭の問題があると思うのですけれども、支援プランといっても家庭によって違うと思うのですけれども、もともとのどの部分がヤングケアラーと呼ばれて、これは支援が必要ではないという定義というか、その辺ちょっと教えていただけたらと思います。

(こども家庭課こども家庭係長) まず、ヤングケアラーの正式な定義についてはちょっと今すぐぱつと私も出なかったのですが、現場の実感として申し上げます。この包括支援体制の中で多いのが、地域の包括支援センターからここのご家庭はヤングケアラーなのではないか、いわゆるヤングケアラーになっているのではないかのような通告があったりしまして、それででは市内でそのご家庭について包括的支援体制の中で検討会議をやって、まずヤングケアラーかどうかの実態の把握とか調査も含めてやってみましょうというような流れで会議が持たれるのが現実の場面になっています。そうやって会議を開きますと、主に問題になるのが、今委員がご指摘のとおり、学校に行けていないケースとか、

基本的にいわゆる児童の権利と言われるもの、あとは児童の福祉、そういった状態が保てないような場合、多いのはやっぱり学校に行けていない、学校も心配して市に連絡をよこすというケースが現実の場面では、包括的支援体制の中でヤングケアラーのケースとして扱うのはそういったケースです。学校に行けていないとか、もしくは児童の福祉が保てていないのではないかと、現場の実感としてはそういったところをヤングケアラーと捉えて動いているというのが実態でございます。

以上です。

(こども家庭課長) ヤングケアラーの定義の部分でございますが、一般社団法人日本ケアラー連盟が示しているようなのですが、そういう組織があるのですが、定義の内容としましては、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子供としております。ただ、今ほど係長からありましたとおり背景が様々で、対応も多岐にわたってしまうところもありますので、一概にこの定義ですというのなかなか難しいところはあるのかなというふうには思っております。

(石山波恵委員) そうすると、18歳未満の子供が学校にまず行けるようにしてあげたり、あと逆に疾病を抱えている親御さんのまた援助とか、そういうことも含めてヤングケアラーの支援プランという考えの確認でよろしいでしょうか。

(こども家庭課長) 委員がおっしゃるとおりでございます。資料でいいますと28ページの右側の包括支援体制の中で、子供の支援に限らず、家族の支援も含めた対応を進めていくということになります。

(山岸 清委員) 昔私が二十歳の頃、毎月23日に家庭の日なんてあったのだよ。家庭の日は何やるのだなんて、家庭のことを考えるのだなんて、そういう家庭の日を一生懸命やる家にはそんな家庭の問題はないのだなんて言って、今こんな家庭の日なんてないでしょう。今こども家庭課なんて出ているから、あれだけでも。あの頃本当にやかましく家庭の日は何やったらいいだろうなんて騒いでいたときがあるのだ。私はまだ家庭持っていないで、家庭の一員だったから、ケーキでも食ったらいいだろうなんて言ったのだけれども、家庭の日なんて今はやっていないものね。たしか、毎月23日だったのだよ。いや、あなたたち覚えていなく、私たちくらの世代だ。山田さんが覚えているかな。覚えていない。やっぱり若いのだ。

(こども政策課長) 山岸委員がおっしゃった、家庭の日とは毎月第3日曜日で、青少年健全育成のほうでも家庭の日というのは呼びかけているところです。

(川又康彦委員) 先ほど保育所とかそういったところで把握した部分について、保護者の方にも2つのパターンがあって、相談してくださる方はそれ以降どうしたらいいか、支援計画も立てられるのでしようけれども、いろいろ対応ができると思うのですけれども、拒否される場合、個人的な印象としてはそういったもののほうが何かより重大な事案につながりそうなイメージがあるのですけれども、強制力が福島市でも児童相談所でもないということもあり、そこから次のステップというのはどうい

うふうにするような方向で動いてられるのですか。

(こども家庭課こども家庭係長) まずは、そういう拒否される方のお子さん、この一番はお子さんの所属先とありますが、保育園だったり小学校だったり、とにかくお子さんが常日頃頼る状況、頼っている先、それをつくること、もしくは未就学とかで保育園とか行っていないようなお子さんの場合は、どうしても家庭に隠れてしまって外から見えなくなってしまうので、できるだけ拠点の中でその家庭に対して保育園に通わせるなり、通えていなければ通ってもらえるような働きかけをしたりというような対応で、まず一番は子供の所属先をつくれるような、社会の中で見守れるように、子供の所属先をつくれるような対応をお母さんに促していく、保護者に促していくというのが1つあります。それから、拒否される場合でも必ずしも、拒否といたしましても例えば市の私たちのような職員が行って拒否する場合、それから保健師が行くと意外としゃべってくれる場合、もしくは保育士さんと、特定の保育士さんとだけ話してくれる場合、これが様々なのです。本当にケースに応じてこの人にはしゃべってくれるけれども、この人には話してくれないとか、拒否のケースにもいろいろあるので、その方に本当に合わせる形で、例えば市の職員が駄目なら、市の私たちのような立場の者が行っても駄目なら保健師が別な角度から、例えば育児用品を持参して行って、それをきっかけにお話を聞いてとかというふうなアプローチの仕方を変えながら、家庭訪問の接触は絶えずやっていくという形で、次のステップにつなげられる糸口を見つけるような対応にしています。

以上です。

(川又康彦委員) そうすると、先ほどもあざがあったりとか、正直言って実際福島市でもそういった形のものがかかなり散見されるのだと驚きとともに伺っていたのですけれども、そもそも既にもう重大な部分に近いのではないかと思うのですけれども、例えば強制的な部分で、その部分でもう児童相談所さんにこういったのがあるのですけれどもというふうに流すと、児童相談所というのはそこからある程度強制的に話聞いたりとか、そういったこともできる権限とかも持っているのですか。

(こども家庭課こども家庭係長) 委員がおっしゃるとおり、そういったものは児童相談所と情報共有しまして、むしろ児童相談所には市町村援助機能という、児童福祉法上の市町村に対して助言などを行うという機能が児童相談所にありますから、私たちもその中で児童相談所にそういったケースについては逐次協議して、相談をして対応していくという形になっています。場合によっては児童相談所の職員と一緒にその家庭を訪問して、その家庭のリスクが実際にどのくらいあるのかというのを評価したりという活動も行っているところであります。児童相談所も、私たちが一時保護が必要なのではないとか、そういった協議も日々行っておりますけれども、必ずしも一時保護というのは家庭にとって本当に子供といたしますか、子供にとって本当に一時保護がふさわしいのか、例えば子供自身が保護者、お母さんだったりお父さんと離れることを望んでいない場合もありますし、分離保護というのが子供の福祉にとって、子供の視点とか、それから親子関係の部分にとって本当にいいのかどうかというのは慎重に評価して判断しなければならない部分がございます。なので、児童相談所も必ずしも

あざとか通告があったという場合であっても、分離保護には結構慎重な対応を取っておりまして、それはあくまでお母さんとかお父さん、それから子供の関係性の問題とか、子供自身の意思とか、そういったものを踏まえて評価した上で、すぐ保護にならないケースというのもございます。

以上です。

**(鈴木正実委員)** 1つだけ確認させていただきたいのですが、子供の医療機関、特に精神的なところ、子供の中にはADHDやらLDやらという、そういう特徴ある行動をしていることを、いや、そんなことないと言って拒否している親がいるという話聞いたことあるのですが、結局子供の対応が分からなくて、叱り飛ばしたり殴ったりという現状が起きているケースがある。そのときにやっぱり子供をしっかりした精神医療機関で診断してもらおうということ物すごく大事なことで私は思っているのですが、福島市の場合もそういった子供の精神科あるいは精神医療との連携というのはどういうふうになっているのか教えていただけますか。

**(こども家庭課こども家庭係長)** 今委員がおっしゃったようなケースは確かに結構ございます。数とでも多いと思っています。この場合、まず保健師による家庭訪問でそのお母さんとか保護者とお子さんの状態に応じてよくよく話をさせていただいています。保健師の対応としましては、やはり受診につなげるように働きかけていくというのは常日頃行っておりまして、これは日常業務の中で行っているところでございます。

以上です。

**(鈴木正実委員)** 医療体制の中で、医師が足りなくて半年待ちだとか、1年待ちだとかという実態があるというふうにお聞きしていて、結局その期間は何の対応もできていないというところあるのですが、そういったケースを想定したいろんな連携が必要だと思うのですが、その辺に関してはいかがですか。

**(こども家庭課こども発達支援センター主任)** 福島市こども発達支援センターなのですが、基本的に乳幼児健康診査からずっと市の全てのお子さんのことは健診で接するところからスタートするかなと思うのですが、健診の場面でお子さんにちょっと発達の遅れの可能性があるですとか、あと親御さんがやはり対応に困っていらっしゃるというようなお子さんにつきましては、1歳6か月児健診なり3歳児健診なりあるのですが、その後も引き続きお母さんと接しながら、お子さんのご様子を見せていただくのもそうなのですが、そのお子さんがどういう特徴があるのかとか、どういう接し方がそのお子さん方にとっていいのかというところをまず保健師の視点で随時家庭訪問なり電話相談等にて対話させているところなのですが、その中でやはりちょっと対応の仕方が難しいですとか、あとお子さんへの気づきの部分が保護者の方にちょっと弱いかなとか、そういうところがある場合もあるのですが、市のほうでこども発達相談会というような相談会も持っておりますので、その中には心理師さんなり臨床心理士さんなりという職種の方も来ていただいているのですが、その中で診断というのも大事な部分があるのですが、まずはやっぱりお子さんはどういうお子さんなのかというところ



ろを保護者の方が理解するということが一番入り口として大事になってくるかと考えておりますので、すぐにまず医療機関ということではないのですが、どこを困っていて、お子さんは何でこういう行動をしているのかということとその相談会の場面で丁寧にお母さんに寄り添いながらというところがまず一番大事なところになってくるかなと思って対応しております。あと、今集団に行っているお子さんももちろんたくさんおられますので、保育所なり幼稚園なりというところに通っているお子さんにつきましては、こちらとの連携を取りながら、実際集団の場面ではどうなのかとかというところを幼稚園、保育園なりと保護者の方と保健師なりの職種などにおいて対応させていただいております。その中でやはりちょっと医療機関のほうにお母さんも相談してみたいとか、いよいよ就学が目の前になってきて医療機関というような、お母さんのお気持ちがそういうふうになってきた際にはおつなぎはしていくところなのですが、なかなかやはり医療機関のほうそんなにたくさんあるわけではなく、福島ですと医大さんですとか、大原病院さんですとかというところあるのですが、先生方の紹介状が必要だったりとか、それぞれの医療機関によっても求めてくるものも違ったり、発達の検査もここはできるけれども、ちょっと難しいとか、待つ時間がどうだとか、その医療機関さんのほうの状況もかなり厳しいところがありますので、状況を把握しながらお母さん方には情報提供をする形にしているのですけれども、医療機関につながらないまでも、そこはずっと関わり続けてご相談を受けていきながらというような対応は大事にさせていただいているところです。あと、学校に入りますと教育研修課なり、そういったところの先生方が対応してくださったり、あとスクールカウンセラーさん等もいらっしゃいますので、同じように医療機関にまだつながらないというような状況の方に対してもそういった機関が相談に寄り添っていただいているというのが実際のところではないかなと思っております。

以上です。

(鈴木正実委員) 現実にお母さんの例を私が聞いた話では、結局保健師さんあるいはカウンセラーさんが言っていることを理解はしているのだけれども、それに応じた対応をやりたくないとか、要するに明確な診断ではないのではないのかという、何かそんな言い方をされるケースがあったということで、なるべく早くお医者さんにつないでもらいたいのだという話だったものですから、医療機関との連携というのは物すごく大事なのかな、正確な診断を一日でも早くということをやっぱり確立することがとても大事なのではないかなと思うのですけれども、その辺は今後いろいろ整備していく中で詰めていってもらえばいいなというふうに思いますので、これは要望ですが、よろしくお願ひしたいと思います。

(こども家庭課長) 先ほどご質問の中でお答えできない部分がございます、資料を発見しましたので、報告させていただきたいと思います。

児童相談所の職員数の部分になります。正式な資格までは確認できませんが、中央児童相談所の正規職員数が35人ということでした。県中児童相談所が42人ということなので、これは人口規模に応じ

た配置かと思えます。

以上です。

(白川敏明委員長) 以上で当局説明を終了いたします。

当局の皆様、ありがとうございました。今後も様々な部分でご教授いただく機会があると存じますので、その際はどうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

当局退席のため、暫時休憩いたします。

午前11時58分 休 憩

---

午後1時00分 再 開

(白川敏明委員長) それでは、委員会を再開いたします。

当局説明の意見開陳を議題といたします。

本日は、当局説明により児童虐待防止に係る国、県、本市の取組などを確認し、本市の現状及び課題について当局からの説明を聴取いたしました。そこで、今回の現地調査及び当局説明に関して、委員会として今後調査すべきポイントや本市が取り組むべき課題など、各委員のご意見をお伺いしたいと思えます。

(鈴木正実委員) 随分中身濃く聞いてしまったような気がしたのですけれども、聞いた中でやっぱり気にかかるのは、各部局であったりとかの連携というのですか、いろんな機関と、そことの連携をうまくやっていかないとなかなか難しい判断ができないところがあるのかなという、そんなイメージもあったので、各機関とのより密接な連携みたいなのを確認してもいいのかなと。

もう一つは、個別ケースの会議が、これが最重点だということで、その個別ケースを各担当部局でやっているところのどんな感じでやりながら、これを全体としてどういうふうに共有しているのかなんていう、そういう連携とかというのですか、その辺りをもう少し詰めてもいいのかなという感じがしました。

(山岸 清委員) 私は、昔と時代も変わっているのだなと思った。昔、子供の虐待なんて考えられなかったものね。ただ、今はそれが、昔は親孝行で、兄弟が多かったから、下の子供を面倒見るの当たり前で、下の子供をおぶって学校に行ったなんていうのはざらだったのだよね。決してそういうのをヤングケアラーなんて考えられないし、ただ時代は変わったのだなと思って、それだけちょっとびっくりしています。だから、もっと、どこが問題だか私も分からないけれども、びっくりしている段階だね。

(佐原真紀委員) 私もお話を聞かせていただいて、思っていた以上に本当に深くて難しい問題だなということを感じたのですけれども、鈴木委員と同じように連携の体制がすごく重要だなと感じています。さっきちょっと詳しくお聞きしなかったのですけれども、NPOをはじめとする市民社会との対話とか連携、協働なんかも例に載っておりましたので、そういった部分ももう少し深掘りしてお話聞

かせていただけたらありがたいなと感じました。

以上です。

(高木直人委員) やはり児童虐待にしても、あとヤングケアラーの部分にしても、表立ってすぐ相談を受けて対応できるものについては対応できると思うのですが、相談を拒んだりとか、あとなかなか表に出てこないところ、それをいかに問題が家庭内で発生しているということを見いだせるかどうか、そこがやっぱり結構ポイントかなとは思いました。着衣の乱れとか、あざとか、傷とかというところが一つの発見の部分だというふうには当局も言っておりましたが、やはりそういった部分以外でもいろんな、例えば親御さんが精神的な疾患を抱えていらっしゃるのであれば、例えば通院とかされているのであれば、病院とかからのいろんなそういった情報なんかも必要になってくるかもしれないし、あとはいろいろなそういう、先ほども教育委員会も絡むべきではないとか、そういった各部局間との情報共有とか、そういったところをしっかりとこれからも確立して、少しでも隠れた部分、問題が起きている、そういったところをしっかりと悩んでいる人の声なき声をいかに吸い上げられるかとか、そういったところを何か今後もいい方法がないかどうかというところをしっかりと追求していくべきではないかなというふうに考えました。

以上です。

(石山波恵委員) 虐待が起きてからの対応策をどう考えるかというよりは、虐待が起きる可能性のあるリスクを早く見つけるという意味では、アンケート調査がありましたけれども、ここの段階でももう既に望まない妊娠であるというところの数字がすごく大きいということは、今後望んでいない子供が生まれてくる可能性があるというか、そういう要因を持っていると心の中に思ったときに、全件面接をして、アンケートを聞き取りした人が書いているという、アンケートが本人書くのではなくて、面接でやるというところで、やはり何か不安材料とか、においと、ちょっとこの人大丈夫かなという、アンケートがちゃんと聞き取りして本人ではない人が書くというのの部分のところで、やはりハイリスクがある家庭というか、それをちゃんと押さえながら注視していくということがいかに大事なということと、あと保育園とか学校とかで子供に対して注意深く先生方が見守って、小さな発見というか、違う気づきを先生方がもうちょっと気づくというのが一番早く救えるのではないかなというの改めて感じました。

以上です。

(山田 裕委員) なかなか深刻な状況が報告されたというふうに思うのですが、特に虐待が近年増えているという問題、これは児童虐待ばかりではなくて、あらゆる面でいろんな問題が噴出しているということの一つだと思うのです。ですから、その背景に何があるのかと。虐待が起きたときにいろいろ手だてを取るのだけれども、結局たちごっこで終わってしまうのではないかと思うのね。根本的な解決をしなかったら虐待は減らないだろうし、解決にもつながらないのではないかなというふうに思うのです。ですから、もっと根本的なところで解決ということが必要かなと。背景という話

ありましたけれども、その分析がとりわけ重要になっているのではないかなというふうに感じました。

(羽田房男委員) 所管事務調査が始まる時に、私も非常に難しい課題ですねというふうに申し上げましたけれども、社会情勢の変化というのはどこにでも現れていて、その一つの現象として児童虐待というものがあるのであって、今山田委員がおっしゃったように、背景に何があるのかという分析をしていかないと、単なるいじめが多い、虐待が多いという現象面だけを捉えて判断をしていくというのは、非常に所管事務調査としては危険なことなのではないのかなというふうに思っています。とりわけ地域の関係とといいますか、それぞれ地域住民の関係が希薄になっているという、これは住環境の問題もあります。昔は、私は昭和41年まで市営住宅の長屋の半分を切って、お互いに6畳と3畳のところに5人で住んでいたわけですがけれども。今はもうアパート、マンション化ということで、隣に誰がいるか分からない、こういう社会現象があつて、児童虐待というのは特別、特異した課題ではなくて、先ほども聞きましたけれども、地域の民生委員さんから何かありましたかということをお尋ねしましたけれども、地域の関係というものが非常に、隣に誰が住んでいるか分からないし、隣の家族がどういう家族構成だか、それを知るというのもプライバシーの侵害になってしまうので、非常に困難なのかなというふうに思いますけれども、できる限り地域の連携だったり、しっかりとして、町内会活動とか、そういうものを通して私たちが目指す児童虐待の防止というところに近づけていくことができればいいのかというふうに思います。単なる現象だけではなくて、繰り返しますが、山田委員がおっしゃったようにどういうふうな今事実、事実はこののだと、それから私たちが当局に提言する場合に、議会として何が私たちにできるのか。あとは当局として何を目指していただきたいのだというところに結論づければ非常に調査の中身も充実するのではないのかな。いずれにしても発見をどうするかと2回お伺いしたのも、どういうふうにそういうものを発見するのですかというお尋ねをしましたので、そこがやはりキーワードなのかなというふうに非常に話を聞いて感じました。あとはいろんな含みがたくさんあるので、早期発見というものをどういうふうにして対応、対処するのかという、早期発見というのが非常に難しいのかなというふうに感じました。

以上です。

(川又康彦委員) 私は、いろいろ教えていただいた中で、福島市としては対応としてはかなり充実したものをやっているのかなというのはいろんなお話の中から感じました。一部連携という話何人かの委員の方からもありましたが、私は児童相談所との連携という部分はどういうふうにしていくのかというのはやはり課題なのかなというふうに感じまして、役割分担はしているのでしょうかけれども、特に重大事項について市としてどういうふうに関わっていくのか、何ができて、何ができないのかという部分も含めてもう少し踏み込んだ対応ができるようになるとまた違う結果になるのかなというのを感じました。

もう一つは、非常に頑張ってやっていたらというのとは伝わってきたのですが、体制的な問

題として、職員の人数は国からの指示どおりの人数というお話でしたが、かなり専門的な職種である必要もあるというのを特に感じた中で、今回の質問についての受け答えについても、担当だからという部分もあるのですけれども、あるお一人の方がほとんど答えていただいているような状況で、何か仕事集中してしまっていて、この人がいなくなったらどうなるのかなというようなことを感じるような、非常に人に依存し過ぎているような側面も感じましたので、組織としてどういうふうにやっていくのかというのはもう少し人数も含めて考えていかないとなかなか難しいのかなというのは感じました。

以上です。

(白川敏明委員長) 皆さんからいろいろなご意見いただきましたが、やはり各部門の連携とか、あとは虐待や何かの発見を早くするという、そういうことが一番重要だということ、つまりにおいを嗅いだりいろいろ、早くリスクを見つけることが大切だということをご皆さんからいろいろお話をいただきましたが、そのようなことを含めまして、児童相談所の体制なんかも含めまして、これからいろいろそのように検討していけたらと思いますが、そのほかに皆さんから今までのご意見の中でもっと補足したい部分ありますか。補足したいこととか、そのようなもう少し何かありましたら。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(白川敏明委員長) ありがとうございます。

それでは、今いただきました意見については正副委員長手元で内容を整理させていただき、今後予定しております調査のまとめの際にお示しさせていただきたいと思っております。

以上で当局説明の意見開陳を終了いたします。

次に、参考人招致の実施についてを議題といたします。

次回の委員会では、参考人招致の内容について協議、議決いただく予定でおりますが、正副委員長としまして、本日の意見開陳の内容も踏まえながら、児童虐待防止に関し専門的な知識をお持ちの方を参考人として招致することを考えております。

参考人としての候補者や聴取内容についてご意見があればお願いいたします。

(鈴木正実委員) 正副にお任せします。

(山岸 清委員) 一任。

(白川敏明委員長) それでは、参考人の選定を含む参考人招致の実施内容については、相手側の都合などもございますので、本日の調査や意見開陳の内容、本日の皆さんからいただいたご意見などを基に、正副委員長へ一任いただくことにしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(白川敏明委員長) では、そのようにさせていただきます。

(羽田房男委員) よろしいのですけれども、スケジュールを見ると、4月下旬から5月中旬にかけて参考人招致等について、6月下旬についても参考人招致についてということで、7月、8月も参考人招致ということで、いろんな方を参考人として招致をするということでしょうか。

(白川敏明委員長) それもありますけれども、閉会後にそれをもう一回お話ししたいと思いますので。

(羽田房男委員) 承知しました。毎月参考人の方来られるのかなというふうに思ったので。

(白川敏明委員長) 一任していただくということで、そういうふうにさせていただきます。

なお、参考人との調整が整いましたら、次回の委員会において参考人招致実施内容案をお諮りし、議決をいただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、その他を議題といたします。

委員の皆さんから何かございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(白川敏明委員長) 以上で文教福祉常任委員会を終了いたします。

午後 1 時 17 分                      散   会

文教福祉常任委員長

白 川   敏   明